

# 特別支援教育と障害児教育教員養成カリキュラム

－「特別支援学校教員免許状（仮称）」構想の検討－

玉村公二彦・越野和之・郷間英世・岩坂英巳・田辺正友  
(奈良教育大学教育実践開発講座)

小嶋照子  
(奈良教育大学附属小学校)

大谷佳子  
(奈良教育大学附属中学校)

## Examining Teacher Education Curriculum and Certification Criteria for Special Needs Education

Kunihiko TAMAMURA, Kazuyuki KOSHINO, Hideyo GOMA, Hidemi IWASAKA, Masatomo TANABE  
(Department of Educational Practice Development, Nara University of Education)

Teruko KOJIMA  
(Elementary School attached to Nara University of Education)

Yoshiko Ohtani  
(Junior High School attached to Nara University of Education)

**要旨：**2005年12月、中央教育審議会は、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」を提出した。この答申には、「特別支援学校教員免許状（仮称）」を創設する内容も含まれている。本報告では、「特別支援学校教員免許状」構想の内容を検討した。特に、その免許の考え方、科目と単位数、カリキュラムモデルなどに即して、その問題点を検討した。特別支援教育を進めるにあたって、必要とされる質の高い教員養成のあり方の検討とカリキュラムの編成が大学レベルで自主的になされることが必要であると考えられた。

**キーワード：**特別支援教育 special needs education、特別支援学校教員免許状 teacher certification for special school、障害児教育教員養成 teacher training for special needs education

### 1. はじめに

2005年12月8日、中央教育審議会は「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」と題する答申を発表した<sup>(1)</sup>。

この答申に到る経過は、1990年代末からたどることができる。すなわち、文部科学省に設置された21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議によって、その審議の最終報告として『21世紀の特殊教育の在り方について』（2001年1月）出され、それをうけて、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議『特別支援教育の在り方について（最終報告）』（2003年3月）が出された。これらの報告を踏まえて、中央教育審議会初等中等教育分科会内に特別支援教育特別委員会が設けられた。この特別委員会における議

論を踏まえて、2004年12月には、中央教育審議会『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）』が出された。この中間報告に、さらに後述する教員養成のワーキンググループ「特殊教育免許の総合化について（審議のまとめ）」を付け加えて、特別支援教育特別委員会の最終報告の素案が審議されてきたものである。特別委員会において最終的にまとめられ、中央教育審議会総会において承認されたこの答申は、（1）盲・聾・養護学校を障害種別にとらわれない「特別支援学校（仮称）」（以下、特別支援学校とする）とすること、（2）小・中学校における特別支援教育体制を整えること、（3）特別支援教育を担う教員免許のあり方として「特別支援学校教員免許状（仮称）」（以下、特別支援学校教員免許状とする）を創設することを柱としている。

本報告の課題は、特別支援教育への転換と障害児教

育教員養成との関係を念頭に置き、今回の答申における特別支援学校教員免許状構想の内容を検討するとともに、教員養成のカリキュラムの編成という観点から問題点を指摘することである。その上で、特別支援教育の構想の中での障害児教育教員養成のあり方について検討を加え、今後、教育職員免許法の改定に伴うカリキュラムの改訂にあたっての課題を提示したい。

## 2. 特別支援学校教員免許状構想の概要と特徴

### 2. 1. 特別支援学校教員免許状構想に到る経過

障害児教育教員養成に関して、1990年代、日本教育大学協会特殊教育部門を中心として、その専門性の確立を求めて、特殊教育免許保有率の向上、当分の間、特殊教育免許を保有しなくても盲・聾・養護学校の当該学校において教師となることのできる規定（現行教職員免許法付則16）を撤廃すること、盲・聾・養護学校における障害の重複化等に関わっての総合免許の創設などが議論されてきた<sup>(2)</sup>。また、その議論を受けて、日本特殊教育学会においても、教員養成等に関する委員会（免許問題等研究委員会）を設けて、議論がなされてきた<sup>(3)</sup>。

日本教育大学協会や日本特殊教育学会の動きとは別に、2001年12月に中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において「特殊教育免許の総合化に関するワーキング・グループ」が組織された。このワーキンググループは、中央教育審議会初等中等教育分科会内の特別支援教育特別委員会が主に障害児学校や公立学校における特別支援教育の課題を審議していったのと並行して、2005年2月まで16回の審議において、「特殊教育免許の総合化」を検討し、「特殊教育免許の総合化に係る論点整理」をとりまとめた。2005年3月には、「特殊教育免許の総合化について（審議のまとめ）」を公表し、パブリックコメントを求めた<sup>(4)</sup>。パブリックコメントをどのように踏まえたのかは定かではないが、ワーキンググループの審議のまとめは、若干の手直しがなされて特別支援教育特別委員会の「答申素案」に組み込まれた。審議の中では、ほとんど手直しがなされないまま、2005年12月の中央教育審議会答申となった。

### 2. 2. 構想案の内容

構想案では、特別支援教育を担当する教員について免許状で担保すべき資質能力として以下の諸点をあげ、それらを「ひとつおりに身につけるべきもの」として位置づけている。

- (1) 特別支援教育全般に関する基礎的な知識
- (2) 障害のある幼児児童生徒の心理、生理及び病理に関する一般的な知識・理解
- (3) 障害のある幼児児童生徒の教育課程及び指導法

に関する深い知識・理解及び実践的指導力（重複障害児の指導に関する知識・理解を含む）

- (4) 小・中学校等の支援のために必要なLD・ADHD・高機能自閉症等に関する知識・理解及び実践的指導力

以上を前提として、「他の特別支援教育担当教員とチームを組み協力しながら、様々な障害のある個々の幼児児童生徒への教育を担当できる能力」を提起している。

特別支援学校は、盲学校、聾学校、養護学校を統合したものとなる。このため、新たな特別支援教育の理念や、様々な障害種別に共通する基本的な知識等が想定されていることから、従来の特殊教育免許に比して修得すべき内容が増加することとなる。また、従来より、視覚障害、聴覚障害などを中心として、当該障害に関する教師の専門性を確保することへの懸念や批判があった。それを配慮して、構想では、「障害種別ごとの専門性の確保の在り方」をとりたてて強調し、大学でのカリキュラムの編成の工夫を要請している。

具体的には、特別支援教育に関する基本的な事項について、各障害種別で重複する部分はできる限りまとめることとして、各障害種別の教育の概要や小・中学校等における特別支援教育の概要も含めて概論としておさえつつ、教育課程や各障害種別ごとの指導法の基礎を別途修得することとし、その上で選択的に特定の障害種別についての指導法等を重点的に修得することとするのが適切であるといった例示をおこなっている。

特別支援学校教員免許状の種類・内容としては、大学における養成を原則とする普通免許状を中心とし、他の教員の場合と同様、専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類を設けることとしている。学部レベルでの一種免許状が標準として想定されている。具体的には、一種免許状では、「特別支援教育を担当する教員の標準的な免許状として、すべての障害種別に共通する基礎的知識・指導方法や、複数の障害のある児童生徒等の心理、生理及び病理や、教育課程及び指導法の基礎を身に付け、その上で、例えば視覚障害や聴覚障害など特別支援学校の対象となる5種類の障害種別（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）から1障害種別を選択するか、又は、大学の履修設定に応じて、選択した1障害種別に加えその他の障害種別（言語障害、情緒障害、LD・ADHD・高機能自閉症等を含む）についても選択して、一定の専門的な知識、指導方法を身に付ける」としている。なお、専修免許状では、障害種別に対応する専門的知識、重度・重複化への対応、コーディネート力量形成などが示されている。なお、単位数などについては、標準となる一種免許状のみしか答申においてふれられておらず、専修免許状などの単位数などについては明確になっていない。

い。

あわせて、今回の答申においては、特別支援教育教員免許状ではなく、特別支援学校教員免許状として構想がなされものである。したがって、この免許状は、小・中学校の障害児学級や通級による指導を担当する教員、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する特別な指導を担当する教員の専門性を視野に入れているというわけではないが、しかし、公立学校での特別支援教育の推進を図るために小中学校などの教員が取得することが期待されている。

### 2. 3. 科目・修得単位数の内容

先に述べたように、答申では、特別支援学校教員免許状は、一種免許状を標準としており、その科目、単位数が(案)という形で示されている。具体的には、特別支援学校教員一種免許状授与に必要な科目と最低修得単位数(案)は以下のようなものである。

1. 特別支援教育の基礎理論に関する科目(2単位)
  - 特別支援教育の基本的な考え方、特別支援学校の教育(自立活動を含む)、小・中学校等における特別支援教育
2. 障害のある幼児児童又は生徒の心理生理及び病理に関する科目(4単位)
  - 各障害児の心理、生理及び病理に関する事項
  - 諸検査の基礎
3. 障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法(各障害種別に関する自立活動を含む)に関する科目(9単位)
  - 視覚障害児の指導(点字の指導を含む。)
  - 聴覚障害児の指導(聴覚や手話等を活用した言語指導を含む。)
  - 知的障害児の指導(教科別の指導、領域・教科を合わせた指導等を含む。)
  - 肢体不自由児の指導
  - 病弱児の指導
  - 言語障害児の指導(構音指導を含む。)
  - 情緒障害児の指導
  - 重複障害児の指導
  - LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児、児童又は生徒の指導
4. 障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(3単位)
  - 事前及び事後の指導(1単位)
  - 特別支援学校での実習(2単位)
5. 選択必修科目(8単位)
  - 特定の障害種別(特別支援学校の対象となる5種類の障害種別から1障害種別を選択、又は選択した1障害種別に加えその他の障害種別(言語障害、障害情緒障害、LD・ADHD・高機

能自閉症等を含む)についても選択)について、児童生徒等の心理、生理及び病理に関する科目並びに教育課程各論及び指導法に関する科目

### 2. 4. 構想案の検討

特殊教育免許の総合化に関する基本的考え方、及び特別支援学校教員免許状の在り方において、随所で専門性の向上を強調している。しかしながら、これを免許状授与に必要な科目と最低修得単位としてあらわしたものをみると、科目の内容の項目は多く記載されているが、その内容の修得を確保する単位数は不十分なものになっている。これでは、専門性を薄めた養成カリキュラムとならざるを得ない。まず、前提として、特別支援学校教員免許状の在り方と必要な科目・最低修得単位数の齟齬を指摘しておく必要がある。

以下具体的に、「必要な科目と最低修得単位数(案)」(以下、「案」と略)についてみていきたい。

(1) 特別支援教育の基礎理論に関する科目について

第1項は、その名称から、現行教育職員免許法施行規則第7条に規定する「第一欄」(教育の基礎理論に関する科目)の枠組みと対応するものと考えられる。現行「第一欄」の内容は、特殊教育の意義、制度、理念、歴史、思想、社会的、制度的又は経営的事項であり、4単位となっている(免許法施行規則第7条の「備考」を参照)。この「第一欄」は、盲・聾・養護学校の免許に共通する科目として位置づけられていたので、障害児学校の歴史・制度・対象などを中心に内容が構成されてきたものであるが、これに付け加えて、小中学校の特別支援教育についてもその内容とすることが示されている。「案」の第1項は、現行免許法施行規則の「第一欄」よりも、明らかに、広範な内容を含んでいる。にも関わらず、従来の「第一欄」の最低修得単位数(4単位)を半減して、最低修得単位数を2単位としている。「案」が指示する第1項の内容を、2単位相当の授業(半期・15コマ)で展開し、受講者に必要十分な知識・理解を獲得させることは困難といわなければならない。

(2) 第2項(障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目)について

・第2項は、項の性格としては、現行「第二欄」にそのまま相当する。しかし、現行「第二欄」が、盲学校、聾学校、養護学校のいずれかに対応する「心理、生理、病理」を講ずるものであるのに対し、特別支援学校教員免許では、それらのすべてを含み、さらにその他の障害(言語障害、情緒障害、重複障害、LD等)の「心理、生理、病理」までを対象とするものであると理解される。このように、従来よりも幅広い内容を扱うことになるにも関わらず、現行6単位を4単位に減ずる案となっている。

(3) 第3項(障害のある幼児、児童又は生徒の教育

課程及び指導法に関する科目)について

第3項は、現行制度の規定する障害の7種別に、「重複」および「LD等」を加えた9種別ごとの「教育課程及び指導法」となっている。もちろん、障害ごとの固有の教育課程及び指導方法の特徴があり、それを踏まえることは重要なことである。しかし、障害種別と直接対応させて教育課程や指導が構想されるわけではなく、子どもの発達や教育領域の固有性を媒介にして教育実践が成立するのである。9つの障害種別に機械的に対応させると、「1種別1単位」ということになり、あまりにも細切れとなる。またこのような考え方は、「障害の種別・程度から一人一人のニーズへ」という基本的な発想の転換からしても適切でない。障害種別という視点からのみ構想された「教育課程及び指導法」ではその視点が狭いといわなければならない。また、この点からも、特別支援教育における教育課程総論ないし教育指導総論を明確に位置づける必要がある。

(4) 第4項(障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習)について

教育実習は、現行と同単位数ではあるが、しかし特別支援学校での教育実習となっており、特別支援学校自体が従来よりも広い範囲をカバーするものとなっていることが留意されなければならない(盲・聾・養護学校)。また、特別支援学校においては、地域のセンター的役割が強調され、地域の小・中学校等との連携や教育相談なども重要な課題となっている。この点から、実習においても、地域の小・中学校などへ出向いての実習などの工夫を行う余地があろう。

(5) 第5項「選択必修科目」について

現行免許法施行規則には、第5項に相応する「欄」はないが、「選択必修科目」という規定は、同施行規則が示している「欄」ごとの「最低必修単位数」の総計(19単位)と、教育職員免許法第5条別表第1の「特殊教育に関する科目」の最低単位数(23単位)の差分(4単位)に相当するものと理解される。現行制度の上記「差分」は、「欄」の規定がないことから、施行規則の示す第1欄から第4欄の科目のいずれを履修してもよいものとなっている。これに対し、「案」の第5項は、「特定の障害種…に関する心理、生理、病理に関する科目及び指導法に関する科目」としていることから、「案」の第2項および第3項に対応する内容に限定されることとなる。

しかしながら、特別支援学校教員には、個別の教育支援計画を作成したり、特別支援教育コーディネータとしての役割を果たすことが求められていることから、たとえば、障害児者に関わる医療、福祉、労働等の制度に関する基礎的な知識を保有していることが望ましく、また、小・中学校等への支援、LD等の子どもに関わる教育相談や指導の力量が求められることか

らは、小・中学校における特別支援教育に関する教育実習等を履修させることも考えられる。

上記に関わる科目として、例えば、本学では障害者福祉学等の科目を開設し、また障害児教育実習に障害児学級での実習を含んで5単位とするなどの措置を講じている。障害者福祉学等は第1欄に該当する科目として課程認定を受けており、障害児教育実習の2単位上乗せ分は、第4欄に該当する科目として単位認定を行っている。これらの科目の履修は、特別支援学校教員としての必要な資質の形成に積極的な意義を持つものとする。

したがって、第5項「選択必修科目」については、大学における教員養成の創意工夫や、免許取得希望者の専門性形成における多様性を確保する観点から、その内容を「心理、生理、病理及び指導法」に限定することなく、現行第1欄から第4欄の内容にわたって、広く履修が可能な制度とすべきと考えられる。

### 3. 特別支援学校教員免許構想と教員養成カリキュラム

#### 3. 1. 答申における特別支援学校免許状(一種免許状)のカリキュラム案

答申には、参考として特別支援学校免許状(一種免許状)のカリキュラム案が添付されている。教員免許関係で、より詳しくカリキュラムの案が出されたことは異例なことである。日本教育大学協会などでは、モデル・コア・カリキュラムなどが検討されているが、しかし、中央教育審議会の国に対する答申の中に、参考とはいえ詳細な内容を規定するカリキュラム案をいれることが、学問や研究に基づき、自主的にカリキュラムを編成するという大学での教員養成という観点から問題があるといわなければならない。

参考とされた特別支援学校免許状(一種免許状)のカリキュラムを以下に示しておきたい。

#### I 特別支援教育の基礎理論に関する科目【2単位】

##### 1. 特別支援教育の基本的な考え方

- ①特別支援教育とは
- ②特別支援教育に関わる制度
- ③障害児の教育の歴史
- ④特別支援教育の対象
- ⑤個別の教育支援計画の趣旨
- ⑥学習指導要領と教育課程の編成(個別の教育支援計画の位置づけと個別の指導計画との関係を含む)、編成時の配慮事項(訪問教育を含む)

##### 2. 特別支援学校の教育

###### (1) 特別支援学校における教育の概要

視覚障害教育・聴覚障害教育・知的障害教育(自閉症の教育を含む)・肢体不自由教育・弱視教育・重複障害教育

- (2) 教育課程の編成と指導
- (3) 自立活動
  - ①自立活動の目標
  - ②自立活動の内容
    - 健康の保持
    - 心理的な安定
    - 環境の把握
    - 身体の動き
    - コミュニケーション
  - ③自立活動と個別の指導計画の作成
- (4) 特別支援教育コーディネーターの役割
- (5) センターの機能とその役割
- 3. 小・中学校等における特別支援教育
  - (1) 特殊学級、通級による指導の仕組み
  - (2) 特別支援教育コーディネーターの役割と関係機関と連携した校内支援体制の確立
- II 障害のある幼児児童又は生徒の心理生理及び病理に関する科目【4単位】
  - 1. 障害児の心理
    - (1) 視覚障害児の心理及び発達と実態把握
    - (2) 聴覚障害児の心理及び発達と実態把握
    - (3) 知的障害児の心理及び発達と実態把握
    - (4) 肢体不自由児の心理及び発達と実態把握
    - (5) 病弱児の心理及び発達と実態把握
    - (6) 言語障害児の心理及び発達と実態把握
    - (7) 情緒障害児の心理及び発達と実態把握
    - (8) LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒等の心理及び発達と実態把握
  - 2. 障害児の生理と病理
    - (1) 発生期、胎生期及び周産期における障害
      - ①遺伝及び遺伝性疾患
      - ②染色体異常
      - ③発生・出生
    - (2) 中枢神経系における障害
      - ①脳・神経系とその障害
      - ②精神病理
    - (3) 運動及び感覚機能における障害
      - ①運動機能とその障害
      - ②視覚とその障害
      - ③聴覚・平衡感覚とその障害
      - ④言語障害
    - (4) 障害に対する医療的対応
      - ①医療的なケア
      - ②病弱児・身体虚弱児への対応
    - (5) 生育期における障害の起因等
 生育期における障害の主な起因とその対応
  - 3. 諸検査の基礎
    - (1) 検査の意義とアセスメント
    - (2) 主な検査の種類と方法及び留意事項
      - ①発達検査法
        - ②知能検査法
        - ③視覚検査法
        - ④聴覚検査法
        - ⑤音声・言語・コミュニケーションに関する検査法
        - ⑥生理学的検査法
      - (3) 諸検査の活用と実際
- III 障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法（各障害種別に関する自立活動を含む）に関する科目【9単位】
  - 1. 障害児の指導
    - (1) 視覚障害児の指導
      - ア視覚障害児に応じた教育課程編成
      - イ各教科の指導の工夫
      - ウ職業教育と進路指導
      - エ自立活動の具体的指導（点字の指導を含む）
      - オ情報機器等の活用
    - (2) 聴覚障害児の指導
      - ア聴覚障害児に応じた教育課程編成
      - イ各教科の指導の工夫
      - ウ職業教育と進路指導
      - エ自立活動の具体的指導（聴覚や手話等を活用した言語指導を含む）
      - オ情報機器等の活用
    - (3) 知的障害児の指導
      - ア知的障害児に応じた教育課程編成
      - イ各教科等の指導の工夫（教科別の指導、領域・教科を合わせた指導等を含む）
      - ウ職業教育と進路指導
      - エ自立活動の具体的指導
      - オ情報機器等の活用
    - (4) 肢体不自由児の指導
      - ア肢体不自由児に応じた教育課程編成
      - イ各教科の指導の工夫
      - ウ職業教育と進路指導
      - エ自立活動の具体的指導
      - オ情報機器等の活用
    - (5) 病弱児の指導
      - ア病弱児に応じた教育課程編成
      - イ各教科の指導の工夫
      - ウ職業教育と進路指導
      - エ自立活動の具体的指導
      - オ情報機器等の活用
    - (6) 言語障害児の指導
      - ア言語障害児に応じた教育課程編成
      - イ各教科の指導の工夫
      - ウ自立活動の具体的指導（構音指導を含む）
      - エ情報機器等の活用
    - (7) 情緒障害児の指導
      - ア情緒障害児に応じた教育課程編成

イ各教科の指導の工夫  
 ウ自閉症等の特性に応じた指導  
 エ選択性かん黙等の特性に応じた指導

## 2. 重複障害児の指導

- (1) 重複障害児の概念
  - ①重複障害児の概念（重度・重複障害を含む）
  - ②重複障害児の実態把握と指導
- (2) 重複障害児の教育課程編成と個別の指導計画
  - ①重複障害児教育課程編成上の特例等
  - ②個別の指導計画の作成
  - ③評価とその方法
- (3) 重複障害児の指導の実際
  - ①知的障害と他の障害との重複障害
  - ②視覚障害と聴覚障害との重複障害
  - ③その他の重複障害

## 3. LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児、児童又は生徒の指導

- (1) 学習面や行動面における気付きと実態把握
- (2) 個別の指導計画の作成と評価
- (3) 指導の実際
  - ①学習面での著しい困難への対応
  - ②行動面での著しい困難への対応
  - ③LD・ADHD・高機能自閉症等の特性に応じた指導
  - ④通常の学級における指導と特別の場合における指導
- (4) 特別支援教育コーディネーターの役割と関係機関と連携した校内支援体制の確立

### 3. 2. カリキュラム案の検討

特別支援学校免許状（一種免許状）のカリキュラム案を具体化することを想定して、若干の検討をしてみたい。すなわち、各科目の内容を講義（半期2単位、15コマ、1コマ90分）に即して具体的に検討してみると次のような問題が生ずる。

「特別支援教育の基礎理論に関する科目【2単位】」では、大項目が3つある。最初に位置づけている「1. 特別支援教育の基本的な考え方」には、「特別支援教育とは」から始まって、制度、歴史、対象、個別の教育支援計画の趣旨、学習指導要領と教育課程の編成などまでの6つの小項目があり、「2. 特別支援学校の教育」「3. 小・中学校等における特別支援教育」「4. 教育課程総論」には中項目が合計で7項目となっている。要するに、「特別支援教育」という新たな教育についてほとんど知らない学生に対して、最初の小項目を1回ずつ教え、さらに7つの中項目に及ぶと、それだけでほぼ、15回の「シラバス」になってしまう。従来は、障害児教育の歴史と制度等という形で15回分講義を展開していたものがたった1～2回で終わっ

てしまうのである。

また、「障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目【4単位】」のうち、「1. 障害児の心理」をひとつの講義としてみると、8項目の主な各障害ごとに講義を構成すれば、1回（90分）ないし2回（180分）の講義で1つの主な障害を終えなければならないことになる。このことは検査法のについても同様である。

同様の問題は、「障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程各論及び指導法（各障害種別に関する自立活動を含む）」に関する科目【9単位】の「1. 障害児の指導」でもいえる。むしろより極端な傾向が出てくることは容易に推察できる。「障害児の指導」では各障害に対応した教育課程の編成、各教科、職業や進路の指導、自立活動などが小項目としてあげられているので、実際はこの内容を1回90分で講義できないのである。

このように、従来の講義内容を薄め、非常に速いスピードで講義を行っても、無理なカリキュラム案となっているといわざるをえない。また、このカリキュラム案には、先の詳述した第5項「選択必修科目」がのせられていない。大学での検討が必要であるが、しかし、すくなくともカリキュラム案として参考にするものを提出するならばその要件を満たしたものを議論のたき台として提出する必要がある。

## 4. 特別支援学校教員免許状の取得の推進と大学における養成体制の整備

### 4. 1. 特別支援学校教員免許状の取得の推進と免許保有率の向上－免許主義の徹底

答申では、特に特別支援教育を担当する専門性のある教員の確保・増大を図るために、現職教員が一定の実務経験と大学や教育委員会による教育職員免許法における認定講習等での単位修得により、特別支援学校教員普通免許状の取得を促進することが必要であり、講習等を開設する関係機関がこれまで以上に単位修得の機会を拡大するよう努めることが重要であるとして、中核市における認定講習も含めた取得機会の拡大を求めている。

また、「4. その他の課題」の中では、次のようなことを要請している。

- (1) 特別支援学校教員免許状の創設に際し、現に盲・聾・養護学校教員免許状を有する者については、特別支援学校の教員となることができるよう、保有免許の種類等に応じて一定の講習等を設定すること。
- (2) 特別支援教育に係る教職員の採用、配置、研修の改善に関し、都道府県教育委員会等においては、採用、配置、研修等を通じて特別支援教育関係

教員の専門性の一層の向上に努めること、少なくとも特別支援学校の教員を採用するに当たっては、特別支援学校教員免許状の保有を前提とすること。

(3) 教育職員免許法附則第16項(当分の間、特殊教育免許の保有を要しない規定)について言及し、「新たな…免許状の普及状況等を見極めた上で…時限を設けて廃止することが適当である」としている。

特殊教育ないし特別支援教育における専門性の確保は、2001年1月の協力者会議報告『21世紀の特殊教育の在り方について』以来、繰り返し指摘されている重大な課題であり、それを担保する具体策として、教育職員免許法附則第16項の廃止については、これまでも指摘されてきたところである。特別支援学校教員免許の創設に当たって、その免許保有を原則とすること、そのための免許保有率を高めるとともに、付則廃止に至る年次計画の策定等を含む、より踏み込んだ方向を打ち出すようことが求められる。そうした方向の具体化なしに、免許制度を変更するのみでは、特別支援教育に必要な専門性をもった教員の確保は実現することができないからである。

#### 4. 2. 大学における養成体制の整備

答申では、大学における養成体制について、わずかに単位数の増加に伴う「教職課程の編成に当たり工夫がもとめられる」としか述べていない。しかし、この答申に到るワーキンググループの「特殊教育免許の総合化について(審議のまとめ)」においては、「大学における養成体制の在り方」が項としておかれ、「大学においても全ての障害種に関する科目を開設する体制を整える必要」を指摘していた。さらに、「これは現実的に困難が予想される」として、科目履修制度や遠隔授業等による履修、自大学で開設すべき障害種がある程度軽減する措置および大学間の単位互換制度の活用などに言及していた。

たしかに、多くの教育大学・教育学部では、現行体制を前提とすれば「現実的な困難」の存在は否定できない。しかし、各大学における障害児教育教員養成の体制そのものが、なし崩し的に弾力化(縮減)されるならば、学部段階の養成のみならず、各府県等における認定講習や「一定の講習」の実施にも大きな制約となる。

特別支援教育に係る教員の専門性は、相互に関連なくバラバラに展開される授業をパッチワーク的につなぎ合わせれば獲得し得るような安易なものではないはずである。従来の障害種別の学校を「特別支援学校」に転換し、その教育を担う教員の専門性を担保する新たな免許制度として、「特別支援学校」免許の創設を主張するならば、その養成に必要な最低限の教員体制(非常勤の活用も含む)については、各大学で用意することが可能なように、国として条件をととのえるべ

きである。

上記は、国立大学法人に設置される教育学部の場合、とりわけ重要である。なぜなら、特別支援学校教員免許の創設に係る課題は、既に見たように、学部における教員養成のみならず、現職教員のための認定講習の拡充や、現行特殊教育免許を所持する教員のための一定の講習等にもあるからである。

これらの施策を都道府県や指定都市、さらには中核市の教育委員会等が実施する場合、国立大学法人の果たすべき役割は大きく、これらの大学が、特別支援学校教員を養成するための体制を自前で持たないならば、全国の各都道府県等において、認定講習等を円滑に実施することは事実上不可能であると考えられる。この点からも、少なくとも国立大学法人に設置される教育学部においては、特別支援学校教員を養成するために必要な体制を各大学で整えることができるような条件整備の構想が提示される必要があるといえる。

#### おわりに

中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」は、特別支援教育を推進のための制度の構想を行っているが、しかし、制度を充実させるための教育条件の整備については全体として提案がなされていないものとなった。従来、特殊教育の対象としてきた障害児に加えて、LD・ADHD・高機能自閉症等の子どもたちをも対象にした特別支援教育は広範なものとなっている。さらに、特別支援学校の創設、巡回相談や巡回指導の充実、特別支援教育コーディネーターの指名など、特別支援教育のための多くの必要な施策が要請されている。しかし、特別支援の必要な子どもたちに対するアプローチとそれをすすめる教育条件の整備は十分ではないし、また、明確な方向が出されたというわけでもない。このことは、特別支援学校教員免許状の創設を中心とした特別支援教育のための教員養成にもあてはまることである。

既に指摘をしてきたが、今回の答申に示された特別支援学校教員免許構想は多くの問題点を持っている。また、この答申においては触れられていない問題も多い。特に、専修免許状は、より高度な専門的力量を養成するものとして想定されており、その内容は重要であると考えられるが、その構想は述べられていない。専修免許状の内容は、学部段階の養成と連動して大学院での養成の体制をつくる上で大学にとっても重要な課題となると考えられる。問題点や課題も多く残されており、慎重な吟味が必要となる。

一方、実務的には、今後は、国会に関連法の改正案が上程され審議、そこで法改正がなされれば、さらにそれを受けて政・省令の改正(それぞれ閣議および文

部科学省議) という流れになる。教員免許のカリキュラムの詳細は「教育職員免許法施行規則」(文部科学省令) に委ねられているので、教免法の改正(これは単位数のみ) が国会で通った後、文部科学省内の作業となる。法改正および関連する政省令の改正の範囲、内容、日程等については、今のところスケジュールなどは明示されていないが、2007年度特別支援教育への移行がいわれており、特別支援学校教員免許に関しても、国会で法改正がなされた後の、政省令改正、それを受けての各大学でのカリキュラムの作成と課程認定申請という流れになると考えられ、時間的にもタイトなスケジュールになると考えられる<sup>(5)</sup>。

これまでの障害児教育教員養成の到達点を踏まえつつ、それをさらに発展させ、より充実した特別支援教育教員養成カリキュラムの具体的な改訂に向けた検討を行う必要があるといえよう。

### 注及び参考文献

- (1) 全文は、2005年12月8日付の答申で、12月9日文部科学省のホームページで公開された([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801/all.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801/all.pdf))
- (2) 詳細は、『障害児教育教員免許制度と教師教育についての実証的研究(平成9年度～11年度 科学研究費補助金基盤研究(B)(1) 研究成果報告書)』(研究代表者藤本文朗)、2000年3月参照。
- (3) 日本特殊教育学会免許問題等研究委員会(第二期)「免許問題等研究委員会報告(I) - 免許の総合化についての研究」『特殊教育学研究』第42巻第2号、2004年7月、pp.173-187、同「免許問題等研究委員会報告(I) - 免許の総合化についての研究 - 補遺」『特殊教育学研究』第43巻第1号、2005年5月、pp.61-65同「免許問題等研究委員会報告(II) - 特別支援教育コーディネーターについての研究」『特殊教育学研究』第43巻第1号、2005年5月、pp.67-76。
- (4) パブリックコメントとして公表されているものとして、『「特殊教育免許の総合化について(審議のまとめ)」に対する『特殊教育に関する科目第1欄』担当者有志の意見』(『SNEジャーナル』第11巻第1号、2005年10月、pp.126-130)がある。
- (5) 『「特別支援免許」創設へ』日本教育新聞、2005年12月12日付)